事務連絡

令和２年４月１６日

東北ハイタク連合会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東北運輸局

自動車交通部 旅客第二課長

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和２年３月１９日付けで、事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）」を発出し、事業計画の変更を要しない休車の

特例措置を講じているところであるが、当運輸局管内において、更なるタクシー利用者減少による収入減が懸念されている状況であることから、標記について下記のとおり休車の特例措置（以下、「臨時休車」という。）を取り扱うこととするので了知願います。

記

１．対象となる事業

　　一般乗用旅客自動車運送事業

　　※１人１車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定は除く

２．対象となる事業用自動車

　　東北運輸局管内の当該事業者の営業所を管轄する運輸支局へ届け出ているすべての事業用自動車

３．必要な手続き

　　臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に別添の休車リスト（以下、リスト）を事前に提出することとする。（FAXによる提出も可能とする）

４．注意事項等

（１）臨時休車は、次のいずれかによることとする。

　　　①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。

　　　②①以外で保有すること。（自動車検査証の有効期間の有無は問わない）

（２）リストの提出により、道路運送法第５条第１項３号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。また、運行管理者及び整備管理者については、引き続き事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保することとする。

（３）（１）②の車両については、他者への譲渡、他者の使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこととする。

（４）（１）②の車両の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第１９条の２に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない（事業者の任意とする）。

（５）当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこととする。

（６）リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなリストを管轄する運輸支局に提出すること。

（７）臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。

５．臨時休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

（１）臨時休車終了時には、車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入とならないよう事業者において確認し、さらに必要な定期点検及び整備を行った上で車両を通常使用することとする。また、運輸規則第３５条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。

（２）全ての臨時休車を終了する時、又は適用期間経過時には、上記(1)の措置を実施し、その完了後リストを提出すること。

（３）４．（１）①の車両については、期間終了後２ヶ月以内に通常使用出来るよう登録を行うこと。なお、登録を行わない場合は、道路運送法第１５条第３項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとする。また、当該一時抹消登録を行った車両とは別の車両を通常使用とする場合は、事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書を提出すること。

（４）４．（１） ②の車両については、期間終了後２ヶ月以内に通常使用出来るように措置することとし、措置を行わない車両は減車届出を行うこと。

６．本取扱いの適用期間等

令和２年９月３０日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。その場合、臨時休車を継続する事業者によるリスト再提出は不要とする。ただし、定期点検の取り扱いについては７．（１）の通達による期間を適用することとする。

７．附則

（１）「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」（令和２年４月３日付け東自旅一第８号、東自旅二第６号、東自監第２号、東自保第３号、東自整第１号通達）によるリストの提出については、３．の手続きに代えることができる。

（２）令和２年３月１９日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）」は、廃止する。

（３）なお、廃止前の上記事務連絡によりリストを提出した事業者については、変更がない限り再提出は不要とする。ただし、一時抹消登録等を行うこととした場合には、本取扱いにより、リストを再提出すること。